

国土交通本省
同時発表

令和3年11月12日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

大和川水系大和川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します

～流域治水関連法の施行後、全国初となる指定の手續に着手～

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、同法の改正後、全国初となる大和川水系大和川等の特定都市河川指定に向けた関係者への事前の意見聴取を実施します。

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」）が令和3年5月10日（月）に公布され、同年11月1日（月）に全面施行となりました。
- 国土交通省では、流域治水の本格的実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ることとしています。
- このたび、流域治水関連法の施行後、全国初となる一級河川大和川水系大和川他18河川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第8項の規定に基づき、当該河川の流域をその区域に含む奈良県及び県内の25市町村の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者への意見聴取の手續を開始しましたのでお知らせします。

（添付資料）

別紙1	流域治水関連法の活用（特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進）
別紙2	大和川水系大和川等の概要
別紙3	大和川水系の流域治水の推進
参考	大和川流域総合治水対策協議会 リーフレット

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川計画課

課長 前羽 利治（まえば としはる）（内線 3611）

課長補佐 日裏 義康（ひうら よしやす）（内線 3619）

TEL: 06-6942-1141（代表） 06-6945-6355（直通）

- **流域治水**を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- **特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大
(国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定)

流域水害対策協議会 計画策定・対策実施
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

＜制度・施策等の活用主体＞

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

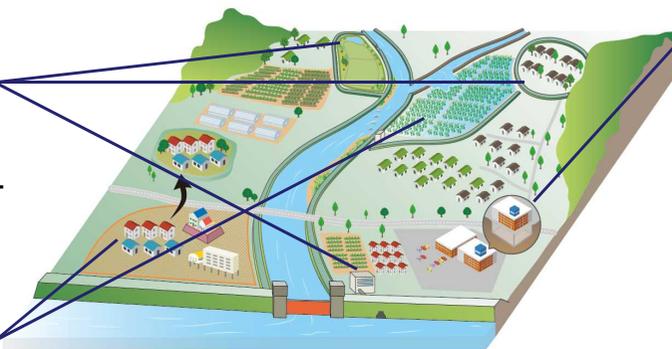
水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

① **貯留機能保全区域**（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- 対象：公共・民間、一定規模（1,000m²*）以上 ※条例で基準強化が可能
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



② **浸水被害防止区域**（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**原則開発禁止**
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

雨水貯留浸透施設の整備

- ① **雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
 - 対象：民間事業者等が整備する施設
 - 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能）
 - 支援策：**税制優遇、国庫補助**（補助率1/2）、地方公共団体の**管理協定制**度
 - 固定資産税**の減税：課税標準を1/6-1/2の間で**市町村の条例で定める割合に軽減**（参酌標準1/3）
- ② **国有地の無償貸付又は譲与**
 - 流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

大和川水系大和川等の概要

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区 間	
	上流端	下流端
大和川	国管理区間 左岸：奈良県磯城郡川西町北吐田地先 右岸：奈良県大和郡山市額田部町地先 指定区間 桜井市大字小夫地先の県道笛吹橋	奈良県北葛城郡王寺町藤井地先
佐保川	国管理区間 左岸：奈良県奈良市西九条町地先 右岸：奈良県大和郡山市観音寺町地先 指定区間 左岸：奈良市中ノ川町字石出1217番地先 右岸：奈良市中ノ川町字クレ橋825番地先	大和川への合流点
竜田川	左岸：生駒市俵口町183番地先 右岸：生駒市俵口町182番地先	大和川への合流点
富雄川	左岸：生駒市高山町字滝ノ口4958番地先 右岸：生駒市高山町字庄田4606番地先	大和川への合流点
岩井川	奈良市紀寺町字中谷1119番1地先県道六度橋	佐保川への合流点
秋篠川	左岸：奈良市中山町西1丁目755番の1地先 右岸：奈良市学園朝日元町2丁目689番の1地先	佐保川への合流点
地藏院川	奈良市藤原町字十六番2地先	佐保川への合流点
高瀬川	左岸：奈良市米谷町字ゴダニ1584番の1地先 右岸：奈良市米谷町字ダイド1468番の2地先	佐保川への合流点
能登川	奈良市高畑町字市の井1501番の2地先の市道橋	岩井川への合流点
布留川	左岸：天理市荳原町字下代川向2014番地先 右岸：天理市荳原町字下代1941番地先	大和川への合流点
寺川	桜井市大字鹿路字辻本146番地先の県道辻本橋	大和川への合流点
飛鳥川	高市郡明日香村大字栢森字ウエダ177番地先の村道栢森橋	大和川への合流点
米川	左岸：桜井市大字高家字ナカデ1136番地先 右岸：桜井市大字高家字ナカデ1048番地先	寺川への合流点
曾我川	国管理区間 左岸：奈良県北葛城郡広陵町大場地先 右岸：奈良県磯城郡三宅町小柳地先 指定区間 左岸：御所市大字重阪字内谷643番の1地先 右岸：御所市大字重阪字内谷639番地先	大和川への合流点
葛下川	左岸：葛城市大字南今市字ナツメハラ174番の1地先 右岸：葛城市大字南今市字五反田504番の2地先	大和川への合流点
葛城川	左岸：御所市大字鴨神字前ブケ429番地先 右岸：御所市大字鴨神字上野1589番地先	曾我川への合流点
高田川	左岸：葛城市大字南藤井字西の京323番地先 右岸：葛城市大字山田字ヨツガ143番地先	曾我川への合流点
高取川	左岸：高市郡高取町大字下子島字マトカ29番の1地先 右岸：高市郡高取町大字上子島字マトバ2番の6地先	曾我川への合流点

大和川流域総合治水対策の推進 (S60年度～)

【河川対策】

○河川改修や水路改修等の推進

【流域対策】

○大和川流域における総合治水の推進に関する条例の施行 (H30年4月1日)

- ・流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化
- ・総合治水の取組を体系的に実施

○奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30年5月～)

- ・喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備

特定都市河川、特定都市河川流域の指定により、浸水被害防止のための対策が強化され、総合治水の取り組みがより一層推進

○河川対策

○流域対策

- ・ため池の治水利用
- ・ため池の保全
- ・防災調整池
- ・雨水貯留浸透施設
- ・水田貯留 等

特定都市河川の指定による対策の加速化

河川対策

河川整備の加速化

・流域水害対策計画に位置付けたメニューについて、河川整備を加速化し、治水安全度を向上

大和川遊水地(保田地区)



河道掘削



流域対策

雨水貯留浸透施設の整備

・税制優遇や国庫補助の支援により地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進し、氾濫を軽減



田原本町社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設

○雨水貯留浸水施設整備の税制優遇・国庫補助の支援内容

※雨水貯留浸透施設整備計画の認定

【主体】民間事業者等

【主体】地方公共団体

【国庫補助】1/3 → 1/2に嵩上げ

(河川管理者・下水道管理者を除く)

【固定資産税減税】課税標準を1/6-1/2の

【国庫補助】1/3 → 1/2に嵩上げ

間で市町村条例で定める割合に軽減

【国有地の無償貸付又は譲渡】

ため池の治水利用

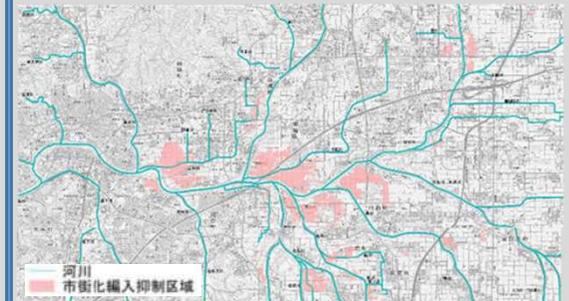
・利水容量の一部を治水容量に転換し、流出抑制機能の向上を図り、氾濫を軽減



- 【凡例】
- 区域内水路
 - 内水区域
 - 整備箇所



水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等



市街化編入抑制区域※の指定状況(奈良県)

※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50cm以上の土地の区域

・「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」において記載されている『市街化編入抑制区域』等を中心に貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定を検討



・洪水等を一時的に貯留する農地等の保全
・対象となる地域における立地適正化計画の推進に寄与することで、地域の安心、安全なまちづくりを推進

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が施行されます

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」および「特定都市河川流域」に指定されると、浸水被害防止のための対策が強化され、総合治水の取り組みがより一層推進されます。



「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。

大和川流域では、以前より条例により開発行為等に対して調整池等の設置を求めてきましたが、特定都市河川に指定されると以下の行為に対して雨水貯留浸透施設（調整池等）の設置及び知事等の許可が必要になります。

- 1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為(条例から変更なし)
- 大和川総合治水条例で調整池の設置を求めている行為の他に、下記のような資材置き場の造成や駐車場の整備等も対象になります
- 既に造成済みの土地や調整池を設置済みの土地でも利用方法の変更により対象となることがあります

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例 □：現行 □：新たに設置が必要な行為

